

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三

TEL 八二一四八二一
FAX 八二一九七五六



10月1日からスタートしたインボイス、混乱続く？

経理実務を増やし、増税をもたらす制度は直ちに廃止に！

10月に入っても「インボイス」についての問合せが続いています。

「複数税率の元で正しい税額計算をするため」と10月1日からスタートしたインボイス制度ですが、実際には「正しい税額計算」どころか、消費税を増やし、領収書の整理、記帳などに非常に大きな労力をとられるとんでもない制度であることがますますはつきりしてきました。

「インボイスを出さない下請は切り替えを考えろ」

10月に入って「登録申請」をしたAさんの場合、取引先（上場企業です）からインボイス提出の強い求めはありませんでしたが、仲のいい店長に「会社でも色々研修が行われていて、インボイスを出さないとところは業者の変更も考えるように話がされている」と聞いてやむなく登録申請をすることにしました。

ゼネコンの現場でも会社としては「登録は任意」といいながら「現場監督」から執拗に提出を求められているという話も聞かれます。

優先的な地位を利用し「インボイスの提出」を求めることは独占禁止法や下請法に違反する可能性があるためこのように姑息な対応がされていると思われませんが、今までの付き合いを根底から崩しかねないものです。

「今になって番号を求められた」

Bさんの場合は、10月になって取引先から登録番号を求めるアンケートがきたというものでした。Bさんは消費税課税事業者のため新たな税負担は発生しません。取引先から何も言っていないので必要ないと思っていたそうです。取引先の企業でもインボイスの取り扱いについて混乱が続いているようです。

「番号通知書を紛失した」

Cさんは「引越しのゴタゴタで通知書がどこかにいってしまった」というものです。国税庁のホームページを確認すると「書面の通知書は原則再発行しない」となっていました。（現在、「再発行しない」の記述は削除されています）登録番号公表サイトからデータを取り出し、個人事業者のデータに限り、次の10項目の値を削除しております。①本店又は主たる事務所の所在地（公表申出）⑤氏名又は名称⑨主たる屋号（7項目省略）となっていて調べることができませんでした。公表サイ

トがデータベースとして全く機能していないこともわかりました。こんなシステムで大丈夫なのでしょいか？

「登録番号をどうすればいいの」

「登録番号はもらったけど、どうしたらいいの」という問い合わせもあります。制度はスタートしてありますので10月から発行する請求書や領収書は「適格請求書」の要件を満たしたもの（左上の図参照）にする必要があります。

請求書等の記載内容を見直したり「登録番号」のゴム印等を作って対応しましょう。

「インボイス特需？」でゴム印等の納入が遅れています。通常3日くらいのものが2から3週間かかるようです。

政府のいう「複数税率への対応」なら従来の「区分請求書」で十分です。新たなそれも複雑で雑多な手間のかかるインボイス制度、本当のねらいは免税事業者の淘汰と消費税増です。今すぐにインボイスをやめさせるよう運動を続けましょう。

- 〈適格請求書〉のサンプルです。
- 〈登録番号〉の記載は必須です
1. 請求書発行者の氏名又は名称
 2. 取引年月日
 3. 取引内容
 4. 取引金額
 5. 請求書受領者の氏名又は名称
 6. 軽減税率の対象品目である旨
 7. 税率ごとに区分して合計した税抜または税込対価の額
 8. 税率ごとに区分した消費税額等
 9. 請求書発行者の登録番号

請求書

2023年10月2日

MFC株式会社 御中

株式会社マネーフォワード

登録番号：T6011101063359

ご請求金額 328,000円

2023/9/1	品目A	200,000円
2023/9/15	品目B※	100,000円
※軽減税率対象品目です		
小計		300,000円
消費税		28,000円
合計		328,000円

内訳

10%対象	200,000円	消費税 20,000円
8%対象	100,000円	消費税 8,000円

11/12日(日)実施の
春日井民商まつり成功のため
《会員皆さんへのお願い》

- まつり前日の準備、当日の設営・撤収等にご協力ください
- チャリティーコーナーへの物品提供をお願いします
(家に眠っている毛布やタオルなど-ただし新品で、古着や使用済み陶器類は扱いません)
- ビンゴ大会の景品の提供をお願いします
(商品券・ビール券など大歓迎)